

# 既存特定飲食提供施設

## 第二種施設

(客席面積 100 m<sup>2</sup>以下等の既存の飲食店)

を管理する皆様へ

2020年4月1日から

原則

# 屋内禁煙

が義務づけられます

○喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室に加え、**喫煙可能室**の設置も可能です。

「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止が強化されます。

改正のポイントは

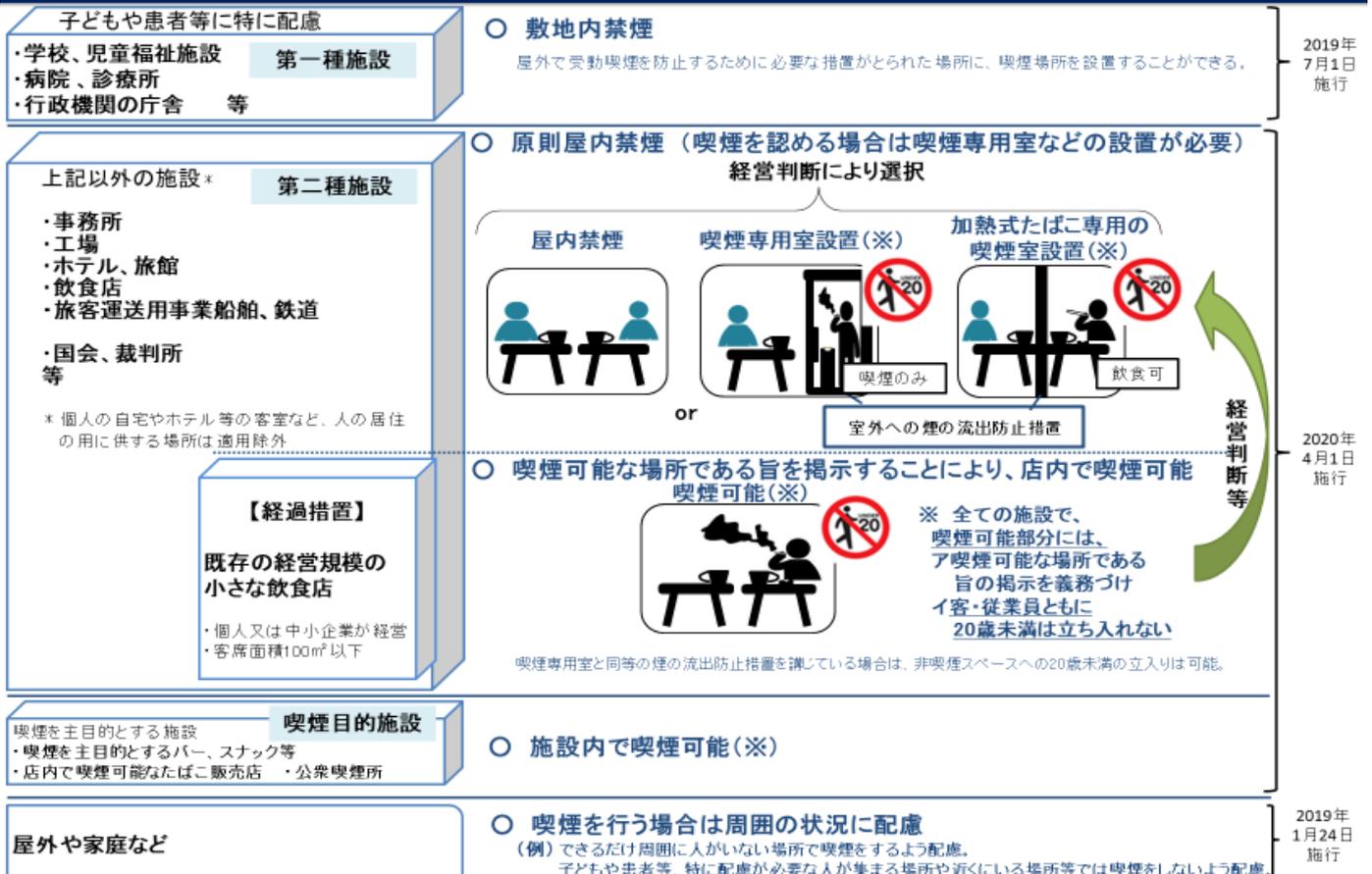
望まない受動喫煙をなくす

受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に配慮

施設の類型、場所ごとに対策を実施

「受動喫煙」とは、本人は喫煙しなくても他人の喫煙により生じた有害物質を含む煙を吸わされてしまうことです。

## 改正健康増進法の体系



## 既存特定飲食提供施設とは・・・

既存（ 1 ）のうち、経営規模の小さい店舗個人または中小企業のうち**資本金 5,000 万円以下**（ 2 ）が運営する**客席面積 100 ㎡以下の飲食店**のことです。

- （ 1 ）2020 年 4 月 1 日時点で営業していること。新規に開店する場合は適用されません。ただし、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断します。
- （ 2 ）大規模会社が発行済株式の総数の 2 分の 1 以上を有する場合などを除きます。



## 既存の経営規模の小さな飲食店への経過措置について

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、既存特定飲食施設に配慮し、経過措置として**喫煙可能室**の設置を可能としていますので、「**屋内禁煙**」か「**喫煙可能**」を選択することができます。



- たばこの喫煙が可能
  - 飲食等の提供可能
- 施設の全部、または一部に設置可

## 喫煙可能室を設置した場合・・・

施設全体が喫煙室である「喫煙可能室」を設置する場合、施設の入り口等に**標識の掲示を義務づけられます**。

**客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入りが禁止されます。**

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は非喫煙スペースへの 20 歳未満の立ち入りは可能です。



標識のダウンロードは厚生労働省ホームページから

**既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存が必要です。**

- 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
- 資本金の額又は出資の総額に係る資料（登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

厚生労働省 受動喫煙 標識一覧

喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（長崎県では所在地の保健所）に**喫煙可能室設置施設の届出**が必要です。

喫煙可能室設置施設の名称及び所在地

喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）**とも変更と廃止も必要**

## なぜ「受動喫煙」を防がなければならないの？

喫煙があらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは、広く知られるようになりましたが、たばこを吸わない人に受動喫煙にもリスクがあることをご存知でしょうか。ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間約 1 万 5,000 人にのぼることがわかっています。（厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」より）

## 施設等の管理権原者と管理者の責務

施設等の管理権原者と管理者は喫煙が禁止された場所に喫煙道具、設備(灰皿等)を設置してはなりません。

施設に喫煙設備がある場合、標識の掲示が義務付けられます



20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には  
標識掲示が義務付けに

- 喫煙をすることができる場所には20歳未満(従業員含む)の者を立ち入らせてはなりません。

## 施設等の管理権原者と管理者

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じます。

「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要なとなる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のことです。

「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者のことです。

## 施設の「屋内」および「屋外」

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。

## 改正法の規定に違反した場合

義務に違反する場合は、「指導」が行われます。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて「勧告」・「命令」等が行われ、改善が見られない場合には、「罰則(過料)」が適用されます。

## 受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、[厚生労働省のホームページ](#)または[長崎労働局](#)までお問い合わせください。

[厚生労働省ホームページ](#)・・・受動喫煙防止対策助成金

【受動喫煙防止対策に関する各種支援事業(財政的支援)】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

[長崎労働局](#)・・・〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル

【助成金申請・喫煙室等に関する技術的な事項など】

労働基準部健康・安全課 (6階) 電話 095-801-0032

## 加熱式たばこについて・・・



加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生するものです。加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかですが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた化学的知見では将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していく必要があります。（厚生労働省ホームページより）

## 禁じられた場所以外でも・・・

子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外を含む）については、特定施設と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しなければなりません。



## 相談窓口

施設名	管轄区域	所在地	電話番号
県国保・健康増進課	長崎県 (長崎市・佐世保市を除く)	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	095-895-2499 095-895-2498
西彼保健所	西海市、長与町、時津町	〒852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-5059
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町	〒854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	〒855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3289
県北保健所	平戸市、松浦市、佐々町	〒859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
五島保健所	五島市	〒853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市	〒817-0011 対馬市巖原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市健康づくり課	長崎市	〒850-0031 長崎市桜町 6-3	095-829-1154
佐世保市健康づくり課	佐世保市	〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1	0956-25-9826

このリーフレットは2019年9月時点での厚労省の情報に基づいています。最新情報は、下記ホームページよりご確認ください。

厚労省ホームページ 「なくそう！望まない受動喫煙」Web サイト URL <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

長崎県ホームページ 国保・健康増進課 たばこ 「受動喫煙防止対策」

URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/kokuho/index.html>

